

## 第 16 回 定例農業委員会議事録

令和 6 年 11 月 5 日（火）午後 2 時 00 分より、市役所本庁舎 8 階 大会議室において、農業委員総会を開催した。

会議の顛末は、次のとおりである。

出席委員（17 名）

|   |        |    |       |       |        |
|---|--------|----|-------|-------|--------|
| 1 | 中津 正三  |    | 15    | 桐山 文子 |        |
| 2 | 佐竹 静   | 9  | 林 新太郎 | 16    | 三輪 則夫  |
| 3 | 棚橋 新一  | 10 | 高橋 正彦 | 17    | 辻元 政博  |
| 4 | 岩井 豊太郎 | 11 | 高橋 滋  | 18    | 高橋 美和子 |
| 5 | 森 千尋   | 12 | 下野 一郎 | 19    | 岡本 敏美  |
| 6 | 吉田 和郎  | 13 | 田部 恵  |       |        |
|   |        | 14 | 吉田 幹夫 |       |        |

欠席委員（2 名）

|   |       |   |       |  |
|---|-------|---|-------|--|
| 7 | 柳瀬 美穂 | 8 | 清水 峰幸 |  |
|   |       |   |       |  |

その他の出席者（4 名）

|         |      |       |
|---------|------|-------|
|         | 三浦課長 | 長谷川主事 |
| 竹中事務局次長 | 堀主幹  |       |

傍聴人 1 名

議案

議案第 635 号 大垣市農業委員会農地台帳点検等実施規程の改定について

議案第 636 号 農地の相続税納税猶予制度に係る継続証明願について

議案第 637 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

報告第 16 号 農地法第 4 条、第 5 条の規定による届出関係、その他報告事項について

議長

ただ今から、第16回定例農業委員会を始めたいと思います。

本日の議事録署名者に、10番 高橋正彦委員、11番 高橋滋委員の両名の方をお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

ご異議がないようですので、ご両名の方をお願いしたいと思います。  
では、ただ今から議案審議にはいります。

議案第635号、大垣市農業委員会農地台帳点検等実施規程の改定について、を議題に供します。事務局説明願います。

事務局

議案第635号、大垣市農業委員会農地台帳点検等実施規程の改定について、説明させていただきます。

別に配布しております、「大垣市農業委員会農地台帳点検等実施規程」をご覧ください。

この規程は、平成27年4月6日、第9回定例農業委員会の議案第183号にて承認を受け、同日付けで公告、施行されたものごさいます。

こちら、農業委員会等は、市街化区域以外の農地について、農地台帳および地図を公表することが義務づけられておりますが、その具体的な公表の手続きについて定められた規程でございます。

P8及びP9新旧対照表をご覧ください。

大きく改正される点は、P8真ん中、第8条 農業委員会による窓口公表等でございます。

窓口にて、閲覧する、閲覧用の台帳と、閲覧又はその写しを交付する農地台帳記録事項要約書についての記載となります。

P4とP5を見比べてご覧ください。P4の第1号様式、P5の第2号様式ですが、違いは第1号様式には所有者及び耕作者の氏名の欄があることでございます。

所有者及び耕作者につきまして、住所は、公表されないものの、氏名につきましては、第1号様式により閲覧は可能です。一方で写しの交付が可能な第2号様式では氏名は公表されません。

これまで、曖昧であった、公表の範囲について、農地法施行規則第104条の規定に則り、明確化しております。

本日、ご承認いただきましたら、本日付けで公告し、本日から施行させていただきます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

委員 確認ですが、所有者及び耕作者の名前は、交付対象ではないという事でよろしいか。

事務局 その通りでございます。

議長 他に何かご質問ございませんか。

-特になし-

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することに決定してよろしいか。

(「異議なし」の声)

それでは、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

議案第636号、農地の相続税納税猶予制度に係る証明願について、を議題に供します。事務局説明願います。

事務局 議案第636号、農地の相続税納税猶予制度に係る証明願について、説明させていただきます。

議案の1ページをお願いします。

1件提案されております。

被相続人が耕作していた農地を、相続人又は特定貸付によって耕作者が今後引き続き耕作を行うということで相続税納税猶予を受けるものです。

提案されております方について、農地の現在の管理状況を確認致しましたところ、適正に管理され、今後も引き続き耕作が行われる見込みの

ある方でございますので、ご報告いたします。

1番、田、6筆合わせて、3, 838㎡でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長           ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

-特になし-

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することに決定してよろしいか。

(「異議なし」の声)

それでは、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

議案第637号 農地法5条の規定による許可申請について、を議題に供します。事務局説明願います。

事務局       議案第637号 農地法第5条関係申請明細について、説明させていただきます。

農地法第5条関係申請明細につきましては、1件提案されております。

1番、所有権移転によります、宅地(現況:畑)、188.42㎡で、太陽光パネル設置でございます。農地の区分は、住宅若しくは事業の用に供する施設が連たんする区域内にある農地であり、第3種農地と判断します。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長           ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

-特になし-

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することに決

定してよろしいか。

(「異議なし」の声)

それでは、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

報告第16号農地法第4条、第5条の規定による届出関係、その他報告事項について、事務局より報告願います。

事務局 報告第16号農地法第4条、第5条の規定による届出関係、その他報告事項について、説明させていただきます。

事務局長専決により、専決処分しました案件について、ご報告させていただきます。

農地法第4条関係届出明細については、2件申請されています。

1番、田、196㎡で、貸駐車場でございます。

2番、田、196㎡で、貸駐車場でございます。

2ページをお願いします。

農地法第5条関係届出明細については、17件申請されています。

3番、使用貸借権によります、田、2筆合わせて、203㎡で、一般個人住宅でございます。

4番、所有権移転によります、田、726㎡で、分譲宅地でございます。

5番、所有権移転によります、田、2筆合わせて、397㎡で、一般個人住宅でございます。

6番、所有権移転によります、田、89㎡で、宅地造成でございます。

7番、所有権移転によります、田、148㎡で、一般個人住宅（駐車場）でございます。

8番、所有権移転によります、田、569㎡で、宅地分譲でございます。

9番、所有権移転によります、田、248㎡で、宅地造成でございます。

10番、所有権移転によります、田、1,953㎡で、厨房用品販売業駐車場でございます。

3ページをお願いします。

11番、所有権移転によります、田、896㎡で、分譲宅地でございます。

12番、所有権移転によります、畑、2筆合わせて、409㎡で、宅地分譲でございます。

13番、所有権移転によります、田、710㎡で、住宅リフォーム工事業店舗(駐車場)でございます。

14番、所有権移転によります、田、2筆合わせて、990㎡で、分譲住宅でございます。

15番、所有権移転によります、田、185㎡で、一般個人住宅でございます。

16番、所有権移転によります、田、3筆合わせて、1,691㎡で、金属加工業資材置場でございます。

17番、所有権移転によります、田、2筆合わせて、201.52㎡で、一般個人住宅でございます。

4ページをお願いします。

18番、所有権移転によります、田、274㎡で、宅地造成でございます。

19番、所有権移転によります、田、72㎡で、一般個人住宅でございます。

続きまして、農地の相続税納税猶予制度に係る継続証明願について、説明させていただきます。

農地の相続税納税猶予制度に係る継続証明願については、1件申請されています。

3年毎に納税猶予の継続届出書を税務署に提出することとなっておりますので、継続証明願いが申請されているものです。

申請されております方について、農地の現在の管理状況を確認致しましたところ、適正に管理され、引き続き耕作が行われる見込みのある方

でございます。

20番、田、畑、5筆合わせて、3,001㎡のうち  
2,682.20㎡でございます。

続きまして、農地法第3条の3第1項の規定による届出明細について、説明させていただきます。

農地法第3条の3第1項の規定による届出明細については、11件届出されています。

農地法の改正に伴い、相続などによる権利取得については、農地法の許可を要しない代わりに、権利取得者が農業委員会に届出をしなければならず、届出がなされたものでございます。

(相続、包括及び特定遺贈、遺産分割、時効取得、法人の合併、分割)

21番、田、畑、8筆合わせて、7,072㎡でございます。

5ページをお願いします。

22番、畑、田、3筆合わせて、609㎡でございます。

23番、田、畑、14筆合わせて、12,166.75㎡  
でございます。

24番、田、畑、2筆合わせて、754㎡でございます。

25番、田、2筆合わせて、390㎡でございます。

26番、田、1,175㎡でございます。

6ページをお願いします。

27番、畑、田、16筆合わせて、12,154.52㎡  
でございます。

28番、田、12筆合わせて、9,167㎡でございます。

29番、田、畑、16筆合わせて、13,155㎡でございます。

30番、田、178㎡でございます。

31番、畑、210㎡でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長

ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

(「なし」の声)

ただいま報告いたしましたとおり、専決処分をさせていただきましたので、よろしくお願いしたいと思います。

これもちまして、本日の農業委員会を終わらせていただきます。

午後2時18分閉会

上記のとおり、記載に相違ないことを証明し、ここに署名する。

○

令和6年11月29日

議長

岩井豊太郎

議事録署名者

高橋正彦

議事録署名者

高橋 滋

○